●第1段階(生活保護受給者・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者の人)

							1	2			3	1+2+3)
介護度	施設サービス費	日常生活 継続支援 加 算	看護体制加 算 I	夜勤職員 配置加算	認知症 専門ケア 加 算	栄養マネ ジメント 強化加算	①合計 (30日分)	処遇改善 加算関係	居住費 (多床室)	食費	居住費 食費 (30日分)	請求金額	
介護度1	589	36	4	16	3	11	19,770	2,491	0	300	9,000	31,261	
介護度2	659	36	4	16	3	11	21,870	2,755	0	300	9,000	33,625	
介護度3	732	36	4	16	3	11	24,060	3,031	0	300	9,000	36,091	
介護度4	802	36	4	16	3	11	26,160	3,296	0	300	9,000	38,456	
介護度5	871	36	4	16	3	11	28,230	3,556	0	300	9,000	40,786	

●第2段階市町村民税非課税世帯で年収80万円以下で貯蓄が単身650万円以下・夫婦1,650万円以下

介護度	施設サービ ス費	日常生活 継続支援 加 算	看護体制加 算 I	夜勤職員 配置加算	認知症 専門ケア 加 算	栄養マネ ジメント 強化加算	①合計(30日分)	処遇改善 加算関係	居住費 (多床室)	食費	居住費 食費 (30日分)	請求金額
介護度1	589	36	4	16	3	11	19,770	2,491	370	390	22,800	45,061
介護度2	659	36	4	16	3	11	21,870	2,755	370	390	22,800	47,425
介護度3	732	36	4	16	3	11	24,060	3,031	370	390	22,800	49,891
介護度4	802	36	4	16	3	11	26,160	3,296	370	390	22,800	52,256
介護度5	871	36	4	16	3	11	28,230	3,556	370	390	22,800	54,586

●第3段階① 市町村民税非課税世帯で年収80万円以上120万円以下で貯蓄が単身550万円以下・夫婦1,550万円以下

介護度	施設サービス費	日常生活 継続支援 加 算	看護体制加 算 I	夜勤職員 配置加算	認知症 専門ケア 加 算	栄養マネ ジメント 強化加算	①合計(30日分)	処遇改善 加算関係	居住費 (多床室)	食費	居住費 食費 (30日分)	請求金額	
介護度1	589	36	4	16	3	11	19,770	2,491	370	650	30,600	52,861	
介護度 2	659	36	4	16	3	11	21,870	2,755	370	650	30,600	55,225	
介護度3	732	36	4	16	3	11	24,060	3,031	370	650	30,600	57,691	
介護度4	802	36	4	16	3	11	26,160	3,296	370	650	30,600	60,056	
介護度5	871	36	4	16	3	11	28,230	3,556	370	650	30,600	62,386	

●第3段階②市町村民税非課税世帯で年収120万円以上で貯蓄が単身500万円以下・夫婦1,500万円以下

介護度	施設サービス費	日常生活 継続支援 加 算	看護体制加 算 I	夜勤職員 配置加算	認知症 専門ケア 加 算	栄養マネ ジメント 強化加算	①合計(30日分)	処遇改善 加算関係	居住費 (多床室)	食費	居住費 食費 (30日分)	請求金額	
介護度1	589	36	4	16	3	11	19,770	2,491	370	1,360	51,900	74,161	
介護度2	659	36	4	16	3	11	21,870	2,755	370	1,360	51,900	76,525	
介護度3	732	36	4	16	3	11	24,060	3,031	370	1,360	51,900	78,991	
介護度4	802	36	4	16	3	11	26,160	3,296	370	1,360	51,900	81,356	
介護度5	871	36	4	16	3	11	28,230	3,556	370	1,360	51,900	83,686	

●第4段階市町村民税課税世帯/第1~3に該当しない人

介護度	施設サービス費	日常生活 継続支援 加 算	看護体制加 算 I	夜勤職員 配置加算	認知症 専門ケア 加 算	栄養マネ ジメント 強化加算	①合計(30日分)	処遇改善 加算関係	居住費 (多床室)	食費	居住費 食費 (30日分)	請求金額	
介護度1	589	36	4	16	3	11	19,770	2,491	855	1,540	71,850	94,111	
介護度2	659	36	4	16	3	11	21,870	2,755	855	1,540	71,850	96,475	
介護度3	732	36	4	16	3	11	24,060	3,031	855	1,540	71,850	98,941	
介護度4	802	36	4	16	3	11	26,160	3,296	855	1,540	71,850	101,306	
介護度5	871	36	4	16	3	11	28,230	3,556	855	1,540	71,850	103,636	

【別表2】

	詳細	算定	金額	
日常生活継続	新規入所者総数のうち重度の要介護者や認知症である者等の割合、喀痰	日額	36	
支援加算	吸引や経管栄養が必要な入所者の占める割合が規定以上の場合		30	
看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置ししている場合	日額	4	☑
夜間職員配置	夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等に実	日額	16	
加算(Ⅲ)	施できる介護職員を配置した場合		10	
認知症専門ケア	認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を規定以上配置し、専門的	日額	3	$ _{\Box}$
加算(I)	な認知症ケア及び従業員に対して伝達・技術指導を行った場合	I IX	3	
栄養マネジメン	管理栄養士を規定以上配置し、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化し	日額	11	
ト強化加算	た場合		11	
処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善に関する加算(全介護報酬の8.3%)	月額	-	☑
特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善に関する加算(全介護報酬の2.7%)	月額	-	v
ベースアップ加算(I)	介護職員の処遇改善に関する加算(全介護報酬の1.6%)	月額	-	☑
初期加算	入所した日から30日間以内の期間算定(入所日から30日間のみ)	日額	30	v
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し組織的に	月額	20	
文工/7水件的加井	安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時2ヶ月のみ)	刀帜	20	╚
科学的介護推進	各利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身	月額	40	
体制加算(I)	状況等改善に向けた取り組みを行った場合	力缺	40	
経口維持加算(I)	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、計画に基づき管理栄養士	月額	400	
作口作]寸/JI异(I)	等が栄養管理を行った場合	万银	400	
排泄支援加算(I)	排泄障害のため排泄の介助を要する入所者に対し、多職種が協同して	月額	10	
14/6人1次加昇(1)	支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	刀帜	10	
褥瘡マネジメント	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的	月額	3	
加算(I)	な評価を実施し計画的に管理した場合	月银	3	💆
	入所者への看取り介護を行った場合(期間:死亡日以前31日以上45日以下)	日額	72	
看取り	〃 (期間:死亡日以前 4日以上30日以下)	日額	144	
介護加算(I)	〃 (期間:死亡日の前日及び前々日)	日額	680	
	ル (期間:死亡日)	日額	1,280	
生産性向上推進体	ご利用者様へ必要な安全対策を講じた上で、見守り機器などのICT機器を	月額	10	
制加算(Ⅱ)	1つ以上導入し、介護サービスの質と業務の効率化や生産性等の確保	刀 似	10	_

その他料金表には記載されておりませんが、利用者様個人の毎月の支払いとして**①**医療費、**②**お薬代、**③**理髪代、 **④**その他日用品等の料金が **5,000円~10,000円** 発生する場合があります。